

平成31年教育委員会 第3回定例会

1 日 時 平成31年3月28日(木) 13時30分開会 15時32分開会

2 場 所 教育委員会庁舎3階 第1会議室

3 出席委員

教育長	林 秀 樹
教育委員	笹 谷 純 代
教育委員	小 澤 俊 文 夫
教育委員	荒 田 純 司
教育委員	常 見 幸 司

4 欠席委員 なし

5 出席職員

教育部長	飯 田 敬
教育部次長	須 藤 慶 子
学校教育支援室長	中 島 正 人
学校教育支援室主幹(指導担当)	大 山 倫 生
学校教育支援室主幹(学務担当)	成 田 和 陽
学校教育支援室主幹(市立学校適正配置担当)	佐々木 雅 一
教育総務課長	笹 山 貴 史
施設管理課長	伊 藤 雅 浩
学校給食センター副所長	作 田 敏 春
生涯学習課長	海 谷 昌 弘
生涯スポーツ課長	丸 田 健 太 郎
教育総務課総務係長	安 藤 英 明
教育総務課総務係	会 沢 秀 紀

6 傍聴人 なし

7 議 題

議案第1号 学校運営協議会委員の任命案

議案第2号 小樽市生涯学習プラザ運営協議会委員の委嘱案

議案第3号 小樽市スポーツ推進委員の委嘱案

協議第1号 小樽市いじめ防止基本方針の改定案について

協議第2号 第7次小樽市総合計画基本計画(素案)について

報告第1号 小中学校の学校再編について

報告第2号 統合実施計画の策定について

- 報告第3号 平成30年度小樽市青少年スポーツ賞受賞者について
報告第4号 平成30年度小樽市学校教育推進計画「23の指針」の取組状況について
報告第5号 平成30年度小樽市小中学校卒業式の状況について
報告第6号 平成31年度小樽市社会教育事業計画について
報告第7号 平成31年度学校給食費について
報告第8号 小樽市立学校における働き方改革行動計画の改訂について
報告第9号 教職員の人事異動について
その他 ・寄附採納について

8 議 事

林教育長 ただいまから、教育委員会第3回定例会を開会いたします。
本日の会議の議事録署名委員に、常見幸司委員を御指名させていただきます。
はじめにお諮りいたします。協議第2号「第7次小樽市総合計画基本計画（素案）について」は会議規則第13条第1項第5号により非公開とし、議事録につきましては結果のみ記載することとし、最後に御審議いただきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

各委員 （異議なし）

林教育長 では、そのように進めさせていただきます。
それでは、議案第1号 学校運営協議会の任命案の説明をお願いします。

議案第1号 学校運営協議会委員の任命案

学校教育支援室主幹（学務担当） 議案第1号 学校運営協議会委員の任命案について、御説明いたします。

平成30年4月にコミュニティ・スクールとして稲穂小学校に学校運営協議会を設置し、委員を任命しましたが、今回、人事異動等に伴う委員の変更があったため、また、平成31年4月に手宮中央小学校、花園小学校、北陵中学校に学校運営協議会を設置するため、新たに委員を任命するものです。

2枚目と3枚目の稲穂小学校学校の委員新旧名簿を御覧ください。今回、校長の異動に伴い、田中賢一 氏の後任に おおさかみつる 大坂充 氏を、教職員の分掌変更により、秋口雄太 氏の後任に かのうきみやす 加能公康 氏を委員として任命を提案するものです。任期は前任者の残任期間である平成32年3月31日までとなっております。

続いて、4枚目以降の手宮中央小学校、花園小学校、北陵中学校の委員名簿案を御覧ください。委員の構成としましては、小樽市学校運営協議会規則第8条第1項各号に基づき、保護者、地域住民、対象学校の運営に資する活動を行う者、対象学校の校長、対象学校の教職員、学識経験者、関係行政機関の職員、その他であり、各学校長から意見を伺った上での人選となっております。委員の人数は規則で15名以内と定めておりますが、各学校の実情に

より11名から13名となっております。

なお任期は、平成31年4月1日から平成33年3月31日までとなっております。

以上、御審議のほど、よろしく願いいたします。

林教育長 本件に関しまして、御意見・御質問等ございますでしょうか。

各委員 (異議なし)

林教育長 新たに3校が来年度から学校運営協議会制度を導入するという形になります。

よろしいでしょうか。

それでは、本件を了承したいと思います。

続きまして、議案第2号 小樽市生涯学習プラザ運営協議会委員の委嘱案について、説明をお願いします。

議案第2号 小樽市生涯学習プラザ運営協議会委員の委嘱案

生涯学習課長 議案第2号 小樽市生涯学習プラザ運営協議会委員の委嘱案について、御説明いたします。

この議案を提出いたしましたのは、小樽市生涯学習プラザ条例第15条の規定により設置しております協議会委員7名のうち、1名の委員に交代がありましたので、この後任を委嘱するためであります。資料の1枚目が新委員の一覧表、2枚目が旧委員の一覧表となっており、交代する委員を太字で表記しております。

交代する委員であります。学識経験者の尾池真由子氏の異動に伴い、後任として、小樽市立稲穂小学校から赤沼晴子あかぬまはるこ氏が推薦されたことから、委嘱を提案するものです。

なお、補欠の委員のため、任期は前任者の残任期間である平成32年1月5日までとなっております。

以上、御審議のほど、よろしく願いいたします。

林教育長 本件につきまして、御意見・御質問等ございますでしょうか。

各委員 (異議なし)

林教育長 よろしいですか。

それでは、本件を了承させていただきます。

次に、議案第3号 小樽市スポーツ推進委員の委嘱案について、説明をお願いします。

議案第3号 小樽市スポーツ推進委員の委嘱案

生涯スポーツ課長 議案第3号 小樽市スポーツ推進委員の委嘱案について御説明申し上げます。

スポーツ推進委員は、スポーツ基本法第32条及び小樽市スポーツ推進委員に関する規則に基づいて規定されております。この任期は2年となっておりますが、来る4月6日に現委員の任期が満了となることから、このたび、再任する委員12名、新任4名、合計16名の方を新たに委嘱するものです。

新任の各委員につきましては、現委員のほか、小樽体育協会を通じ各競技団体からの御推薦をいただいているところです。また、今回、新たに保健所健康増進課を通じて、小樽健康づくりウォーキングサポーターの会からの御推薦もいただいております。

この委員の委嘱案につきまして、御審議のほどよろしくお願いいたします。

林教育長 本件に関しまして、御質問・御意見等ございますでしょうか。4名の方が退任されて、4名の方が新任として就任していただくという案でございますけれども、御意見ございますでしょうか。

各委員 (異議なし)

林教育長 よろしいですか。

それでは、本件を了承したいと思います。

それでは、協議第1号 小樽市いじめ防止基本方針の改定案につきまして、説明をお願いします。

協議第1号 小樽市いじめ防止基本方針の改定案について

学校教育支援室主幹(指導担当) 協議第1号 小樽市いじめ防止基本方針の改定案について説明させていただきます。協議第1号別添資料「小樽市いじめ防止基本方針(案)」の1ページを御覧ください。

前段の部分ですが、国では、平成29年3月に「いじめ防止等のための基本的な方針」を改定し、道においては、国の動向を踏まえ平成30年2月に道の基本方針が改定されました。この度、本市においても、国や道の動向を踏まえ、「小樽市いじめ防止基本方針」を改定することとなりました。下線部分が、今回、新たに加えたり、変更したりした部分となっておりますが、文言については、国や道に準じた内容となっております。

それでは、主な改定の概要について説明させていただきます。

まず、「1 いじめの理解」では、項目の3つ目、誰もがいじめの被害者にも加害者にもなり得ることを踏まえて対応することや、事案に応じて「いじめ」という言葉を使わずに柔軟に対応することを記載しています。その下には、「けんか」や「ふざけ合い」であっても、背景にある事情の調査を行い、いじめに該当するか否かを判断することを記載しています。

次に、2ページを御覧ください。

一番上には、発達障がいを含む児童生徒など、特に配慮が必要な児童生徒に対して、適切な支援を行うことを記載しています。

次に「イ いじめの解消」では、いじめの解消の判断基準を明確にしています。いじめは、

単に謝罪をもって安易に解消とせず、いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があること。1つ目は、いじめに係る行為が止んでいることであり、少なくとも3か月を目安とすること。2つ目は、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないことです。また、いじめの解消の見極めは、学校や保護者のほか、学校いじめ対策組織を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーなどを含めた集団で判断することを記載しています。

次に、いじめ防止に向けた方針として、4ページを御覧ください。

市立学校については、(1)には、学校は、単にいじめをなくす取組にとどまらず、児童生徒が主体的に活躍できる授業づくりや、豊かな集団生活が営まれる環境づくりを進めることを記載しています。なお(4)のように、これまで「携10運動」と記載していたものについては、「おたるスマート7」に変更しています。(7)では、児童生徒のささいな変化や兆候を見逃さず、いじめを積極的に認知すること、(8)では、被害児童生徒や知らせた児童生徒の安全を確保するとともに、加害児童生徒に加害行為をしっかりと認識させること、(10)では、学校は組織的に対応し、被害児童生徒を徹底して守り通すことなどを記載しています。

次に、5ページを御覧ください。

保護者として、(3)では、自ら範を示すなどして基本的な生活習慣や社会生活上のルールやマナーを身に付けさせること、(4)では、子どもの会話や触れ合いを通して生活の様子の変化や不安な気持ちなどの兆候を把握するよう努め、子どもに寄り添い、悩みや不安を共感的に理解し、学校をはじめ関係機関等に相談して、その解消に努めることなどを記載しています。

次に、7ページを御覧ください。

教育委員会の具体的な取組についてですが、(1)のイの「小樽いじめ防止サミット」では、児童生徒同士がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合えるような意見を交流する場の設定を加えております。

次に、8ページを御覧ください。

「ク」では、発達障がいを含む児童生徒など、特に配慮が必要な児童生徒に対して、適切な支援や保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う取組を推進することを記載しています。

次に、9ページを御覧ください。

中ほどにあります。いじめの加害児童生徒に対して出席停止の措置を行った場合には、出席停止の期間における学習への支援など教育上必要な措置を講ずることや、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合は、就学校の指定の変更や、区域外就学などの弾力的な対応を検討することを記載しています。

次に、10ページを御覧ください。いじめの防止等のために市立学校が実施すべき施策についてです。

まず、学校いじめ防止基本方針の策定に当たっては、意義を明確にすること、中核的な内容を明確にすること、続きまして11ページには、学校評価の評価項目に位置付け評価すること、見直す際には児童生徒の意見も取り入れ、より分かりやすい基本方針となるよう努め

ること、児童生徒や保護者、関係機関等に説明することなどを記載しています。

次に、市立学校の組織づくりに向けては、学校いじめ対策組織を設置する意義を明確にすることや、構成を明確にすることを記載しています。

次に、12ページを御覧ください。

学校いじめ対策組織の体制の整備や、組織の役割を明確にすることを記載しています。

次に、13ページを御覧ください。

市立学校におけるいじめの防止等に関する取組では、児童生徒同士が、主体的にいじめの問題について考え、議論することなど、いじめの防止に資する活動に取り組むことや、いじめを積極的に認知することを記載しています。

14ページを御覧ください。

「早期対応」というところですが、いじめを速やかに、組織的に対応し、いじめを受けた児童生徒を守り通すとともに、いじめを行った児童生徒に対しては、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導することを記載しています。

最後に、15ページを御覧ください。

重大事態への対処については、国のガイドラインに沿って速やかに対処することや、被害児童生徒や保護者の意向を的確に把握し、調査方法を工夫しながら調査を進めることを記載しています。

概要は以上でございますが、資料として新旧対照表も作成しましたので、後ほど参照していただければと思います。

今後のスケジュールについてですが、本日、教育委員の皆様から御意見をいただきまして、さらに市長部局の関係部署や各小中学校にも意見を聴取したうえで、内容を調整し、4月の教育委員会定例会で議決していただいた後、市長の決裁をいただき、最終的に、基本方針を決定したいと考えております。

各小中学校には、5月の校長会議で通知し、本市の基本方針の改定の内容を踏まえた点検や見直しを行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行うよう指導してまいります。

なお、本日の定例会後も、教育委員の皆様から御意見等がございましたら、お手数ですが4月15日（月）までに、私まで御連絡をいただきますようお願いいたします。

以上、御協議のほど、よろしく願いいたします。

林教育長 ただいまの説明に関しまして、御質問・御意見等ございましたらお願いいたします。

笹谷委員 学校いじめ対策組織というものですけれども、これは、今現在組織されている学校はあるのでしょうか。

学校教育支援室主幹（指導担当） 全ての学校で、組織については、今もございます。

笹谷委員 その組織は、外部の方を（参加させる）とか、いろいろここに書かれているのですが、その要件を満たした組織になっているのでしょうか。

学校教育支援室主幹（指導担当） 一応、組織図というものを、私どものほうに提出いただいております。まして、前のものも一応、スクールカウンセラーですとか、専門機関、他の関係機関を入れた組織を作るようにというように指導しておりますので、今もそのような形にはなっております。

笹谷委員 すごく具体的な表現になっていたり、傍観することもいけないことだ、ということまで書かれていて、すごくいい改定になったなと思うのですが、一つ質問したいのが2ページ目の「①いじめに係る行為が止んでいること」の真ん中辺りに、「学校の設置者」という言葉が1か所出てくるのですが、あえてこの学校の設置者という言葉を使っているのは何か意図があるのでしょうか。

学校教育支援室主幹（指導担当） いじめの解消という部分については、学校のほうからもいじめの事案とか、認知とか、それから解消ということで、私たちにも報告が上がってくるのですけれども、なかなか難しい事案、複雑な事案については、結構協議をして、例えば学校は解消と思っても、私たちから見たら、ちょっと解消してないのではないかというような事案もあるかと思しますので、その辺りは単純に、学校だけでももちろん決められる部分もあるのですけれども、私たちと協議して決めていく場合も含まれているということで、こういう文言が入っているというふうに考えております。

笹谷委員 要は、教育委員会ですよ。

学校教育支援室主幹（指導担当） はい。

笹谷委員 後半はずっと教育委員会という言葉なのですが、ここだけ学校の設置者と、何で違うのかなと、ちょっと思ったので。

小澤委員 設置者というのは、市長ではないですか。

笹谷委員 市長のことですか。
今の説明だと、教育委員会だということになってしまうのでは。

学校教育支援室主幹（指導担当） ちょっと検討させていただきたいと思います。

林教育長 市と教育委員会両方に責任がかぶさっているので、教育委員会で終わる場合もあるし、市まで行っている審議会を開いていただいて、いろんな指示をすとか、検証していただくということも出てくるかなということで、設置者という表現になっているのかなというふうに思いますが、ちょっと確認させますので。
ほかにございますか。

小澤委員 以前、大津市かどこかで、教育委員会が「いじめがない」と言ったことでも、市長のほうでこれはもう一回検討するというので、そのあと検討されたということもあるので、そういう趣旨で、学校設置者というのは市長のことかなと思って読んでいました。

笹谷委員 その辺り、もうちょっとわかりやすい方法で（記載したほうがいいと思います）。

林教育長 「教育委員会は」とか、「市は」とか、「市長は」とか、そういうような言葉を使いながら、整理したほうがいいかもしれないですね。

ほかにございませんか。

あと一点、それぞれの役割、市立学校としては…、保護者として…、小樽の子として…とあるのですけれども、この辺の啓発と言うか、知ってもらうという取組はどういうふうな形ですることになっているのでしょうか。

学校教育支援室主幹（指導担当） 条例が27年4月にできた時に、基本方針も合わせて、保護者には教育委員会のほうでチラシを作成して配布して周知というふうにしておりますので、改定されたという部分につきましては、今後どのように啓発していくか、より一層保護者とか、子どもたちに浸透するような方策については、今後考えていきたいなと思います。

林教育長 これを元に学校で方針を定めて、それをきちんと保護者とか地域の方に公開していくということになっていますよね。そういう形で周知していくのではないですかね。

学校教育支援室主幹（指導担当） 学校の、ですか。

林教育長 これを元に学校でもこういう形で作っていくことになりますよね。

学校教育支援室主幹（指導担当） 学校で作った学校いじめ防止基本方針については、保護者、子ども含めて地域の方にきちんと説明するというふうになっておりますので、もちろんホームページに載せるだけではなくて、学校が工夫してきちんと周知するというふうにはなっております。

学校教育支援室長 学校だよりとかでも記載して、地域の方々にも今は回覧されておりますので、そういうところでも周知はできるのかなと思っています。

林教育長 ほかにございませんか。

常見委員 速やかに対応するということで、こだわり気味になってしまうかもしれないのですが、参考にさせていただきたいのですが、早期対応のところ、早期発見・事案対処マニュアルがありますよね。懸念されるような事案が発生した場合に、担当の先生方はまずそれを見て考えて、その上でいじめ対策組織に相談していくということになるのですか。それとも、と

りあえずすぐ相談するということになるのか。そこら辺、マニュアルというのはどこまで詳しくなっているのかわからないので。

学校教育支援室主幹（指導担当） 全ての学校でいじめのマニュアルというのは整備されておりますので、基本的には、認知したり、何か事案が発生した場合にはすぐその組織にまず話をし、そのマニュアルに従って確認しながら速やかに対処していくという態勢はできています。

常見委員 わかりました、ありがとうございます。

林教育長 ほかにございませんか。よろしいでしょうか。

このあと、スケジュール感として先ほど説明があったように、4月の中旬に向けて各方面から御意見をいただくということにしています。教育委員の皆様方にも、もし御意見がございましたら、担当のほうに御連絡いただければと思いますので、よろしく願いいたします。本件、よろしいでしょうか。

各委員 (なし)

林教育長 今後いろいろな方面から御意見を受けながら、まとめてまいりたいというふうに思いますのでよろしく願いいたします。それでは、本件を終了させていただきます。

それでは、報告第1号 小中学校の学校再編について、説明をお願いします。

報告第1号 小中学校の学校再編について

学校教育支援室主幹（市立学校適正配置担当） 報告第1号 小中学校の学校再編について説明いたします。地区別懇談会関係です。

松ヶ枝中学校・西陵中学校は、これまで適正化基本計画に基づく具体的な再編プランを保護者や地域の皆様に御説明してきたため、平成31年2月26日と3月5日・6日に地区別懇談会を開催し、適正化基本計画の見直しと中央・山手地区の中学校再編、松ヶ枝中学校の旧最上小学校への移転について説明いたしました。

適正化基本計画の見直しについては、本市の児童生徒数は減少を続け、平成30年に推計した平成36年度の児童生徒数は5,600人で、その後も更に減少する見込みとなっており、将来的に望ましい学校規模を実現するためには、既に統合した学校についても再度の統合が必要となることが想定されること、計画期間前期の点検結果や児童生徒数の推移、国の教育施策の動向などを基に、今後の学校再編の進め方について検討を行った結果、平成30年11月に適正化基本計画を見直すこととし、改めて将来を見据えた学校再編の基本的な考え方について検討を行うこと、全市的に見直しを行い、学校規模についての考え方の整理や国の教育施策の動向、教育環境の整備に向けた対応、地域の防災・交流拠点としての小中学校の役割、学校と地域の連携や相互支援など、多岐にわたり検討を行うこと、児童生徒の安全・安心な環境整備を早期に図るため、学校再編と切り離して学校施設の耐震化に向けた検

討を行うこと、検討期間中においても、児童生徒数の減少により学校運営に支障が生じる場合や学校施設の老朽化などにより教育環境の低下が懸念される学校に対しては、個別に関係する学校、保護者、地域との協議を行い、必要な対応を行うことを説明いたしました。

次に中央・山手地区の中学校再編については、これまで地区別懇談会などで「西陵中学校、菁園中学校、松ヶ枝中学校の3校を2校に再編し、西陵中学校と松ヶ枝中学校を統合する」プランについて説明しておりましたが、適正化基本計画を見直しする中で、今後、改めて検討していくことを説明いたしました。

次に松ヶ枝中学校の旧最上小学校への移転については、松ヶ枝中学校は老朽化が著しく、耐震化優先度調査で耐震化の優先度が最も高く、今後も経年による施設の劣化が想定され、教育環境の更なる悪化が危惧されることから、旧最上小学校に一時移転することで検討を進めていることを説明いたしました。

なお、この懇談会での配付資料を添付しております。

次に懇談会での主な質問や意見等ですが、新たな学校再編の考え方の検討期間や松ヶ枝中学校の旧最上小学校への移転時期や期間などについて質問があり、それぞれ御説明しております。

地区別懇談会関係については以上です。

次に、今後の学校適正配置等の進め方について御説明いたします。資料はありませんので、口頭で御説明させていただきます。

これまでも報告しているとおり、現行の「小樽市立小中学校 学校規模・学校配置適正化基本計画」につきましては、策定後一定の期間が経過し、計画最終年度における児童生徒数について、現計画の推計値と、今後の見込み児童生徒数との乖離が大きく、加えて児童生徒数は引き続き減少傾向にあることから、現計画で定める適正な学校規模による学校再編は困難と判断いたしました。このため、今後の児童生徒数の推移を踏まえつつ、地域と学校の関係や教育施策の展開を考慮し、将来を見据えた学校再編に関する基本的な考え方を新たにまとめることとしたところです。

また、これまでの市議会の中では、学校のあり方についての議論として、学校が地域の避難所としての機能を有する防災拠点であることや、学校開放事業などで多くの市民が活用する施設であるとの指摘がされたほか、人口が減少していく中で、本市の将来を見据えたまちづくりの中での学校配置という考え方についても示されたところです。

今後、様々な観点から、市内全域における学校の配置や必要な学校規模などについて整理を行い、児童生徒にとって望ましい教育環境の確保に努めてまいりたいと考えておりますが、本市のまちづくりとの関係や地域の防災拠点などの位置付けに関して、市長部局と協議を行っていく必要があるものと考えており、このため、学校再編の考え方をまとめるまでには、今後、一定の期間を要するものと考えているところです。

従いまして、当面の対応としては、児童生徒数の著しい減少により学校運営に支障が生じる場合や、施設の老朽化等などにより児童生徒の安心・安全が懸念される場合などについて、教育環境の維持向上の観点から個別の対応を行ってまいります。それ以外の学校については、現行を維持することといたします。

今後の学校適正配置等の進め方については以上です。

林教育長 　ただ今の説明に関しまして、御質問・御意見等ございましたらお願いいたします。

笹谷委員 　松ヶ枝中学校で2回、2月と3月に（懇談会が）行われているのは、何か理由がありますか。

学校教育支援室主幹（市立学校適正配置担当） 　松ヶ枝中学校につきましては、まずは中央・山手地区の中学校再編見直しということと、もう一点松ヶ枝中学校を最上小学校に移転させるという、この二点のものがございましたので、2月26日にはまず、移転ということもありますので、保護者を対象に懇談会をさせていただきまして、そして3月5日は地域の方、そして26日に来られなかった保護者の方を対象に2回行ったというところでございます。

笹谷委員 　内容としては同じお話ですか。

学校教育支援室主幹（市立学校適正配置担当） 　同じことをお話させていただきました。

林教育長 　よろしいでしょうか。ほかにございませんか。
結果としては、説明に関しては御理解をいただいたということでよろしいですか。

学校教育支援室主幹（市立学校適正配置担当） 　御理解をいただいたと考えております。

林教育長 　ほかにございませんか。よろしいですか。

各委員 　（なし）

林教育長 　それでは、本件の報告を終わりたいと思います。
続きまして、報告第2号 統合実施計画の策定について、説明をお願いします。

報告第2号 統合実施計画の策定について

学校教育支援室主幹（市立学校適正配置担当） 　報告第2号 統合実施計画の策定について説明いたします。

教育委員会第1回定例会で豊倉小学校の再編について地区別懇談会で御理解を得た旨報告いたしました。朝里小学校との統合に向け統合実施計画を策定いたしましたので報告いたします。「朝里小学校・豊倉小学校 統合実施計画」を御覧ください。

表紙をめくっていただき、1ページは目次として記載のとおり整理しております。

次に2ページになりますが、「はじめに」として、豊倉小学校については朝里小学校と統合することについて懇談を重ね、御理解を得たことから、本統合実施計画を策定したものであることを記載しております。

次に「1 統合の組合せ及び実施時期」の「(1) 統合の組合せ」についてですが、朝里小学校と豊倉小学校の通学区域を再編することを記載しております。その下の図面は統合関係校の位置図となっています。「(2) 実施時期」については、平成32年4月1日としております。

次に「2 統合校の位置及び通学区域」の「(1) 統合校の位置」は、現在の朝里小学校、次のページ「(2) 通学区域」は、表に記載のとおりとなっております。

次に、「3 統合時の学校規模等」については、平成32年度の児童数と学級数を表で表したのですが、統合時の通常学級は16学級、特別支援学級は3学級の見込みです。

次に「4 統合協議会の設置」については、統合関係校の保護者や教員、町会関係者などで構成する統合協議会を設置し、統合に向けた課題について協議する旨記載しております。

次のページ「5 学校施設の整備」については、朝里小学校は、平成22年度に校舎の耐震補強工事を実施している旨記載しております。

次に「6 通学路の安全対策」については、通学助成制度を活用し保護者の負担軽減を図るとともに、新たな通学路の点検を行い、必要に応じて関係機関などと協議する旨記載しております。

次に「7 学校施設を利用した社会教育活動」については、豊倉小学校で実施している学校開放事業については、統合校や他の開放校などで引き続き利用できるよう、利用団体と調整を行う旨記載しております。

最後に、「8 学校施設の跡利用」については、豊倉小学校の跡利用については、市が設置している学校再編に伴う跡利用検討委員会において、「学校跡利用の基本的な考え方」に沿って検討していく旨記載しております。

統合実施計画の策定については以上です。

林教育長 では、ただ今の報告に関しまして、御意見・御質問等ございましたらお願いいたします。ございませんか。

統合することによって、一番遠くなる子どもさんで、どのぐらいの距離を歩くか、わかっていたら教えてほしいのですが。

学校教育支援室主幹（市立学校適正配置担当） 3キロまでいくかどうか。

林教育長 2キロはいくのですね。

学校教育支援室主幹（市立学校適正配置担当） （豊倉小学校の）校区のおさんは全員だいたい2キロを超える形になります。皆さん、通学支援の対象にはなりません。

林教育長 ほかにございませんか。よろしいでしょうか。

各委員 （なし）

林教育長 今後朝里小学校と豊倉小学校の両校に統合の委員会を作りながら、協議を重ねていただくことになろうかと思っておりますので、逐次必要に応じて御報告をさせていただくということになろうかと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、本件を終了させていただきます。

続きまして、報告第3号 平成30年度小樽市青少年スポーツ賞受賞者について、説明をお願いします。

報告第3号 平成30年度小樽市青少年スポーツ賞受賞者について

学校教育支援室主幹（学務担当） 報告第3号 平成30年度小樽市青少年スポーツ賞受賞者について御報告いたします。

青少年スポーツ賞は、「全道大会で2年連続して優勝した方」、「全国大会において3位以内に入賞した方」、「国際大会及びこれに準ずる大会において入賞した方」などのいずれかに該当する場合に与えられる賞です。今年度、各学校、関連団体等から推薦のあった5名について、3月5日に開催されました小樽市沖津基金青少年スポーツ振興事業委員会での審議を経て、一覧に記載の5名全員を青少年スポーツ賞受賞者として決定いたしましたので、順に御説明いたします。

西陵中学校2年の石川^{いしかわいちご}莓さんが、平成29年度北海道中学校体育大会陸上競技大会の女子1500mで優勝されました。また、平成30年度南部忠平記念陸上競技大会の中学女子3000mでも優勝の成績を収められました。

双葉高等学校2年の小山^{こやまたかゆき}敬之さんは、平成30年度全国高等学校総合体育大会第68回全国高等学校スキー大会の男子大回転の部で3位の成績を収められました。

双葉高等学校2年の柳澤^{やなぎさわ}梨加^{りか}さんは、第74回国民体育大会冬季大会スキー競技会の少年女子大回転の部で優勝の成績を収められました。

双葉高等学校3年の林^{はやしたつあき}竜旭さんは、第74回国民体育大会冬季大会スキー競技会の少年男子大回転の部で優勝の成績を収められました。

小樽水産高等学校3年の佐藤^{さとうゆうま}悠慎さんは、第2回W・K・Oジャパンアスリートカップ、これは空手の大会ですが、高校男子75kg以上の部で準優勝の成績を収められました。

なお、表彰式は3月25日、教育委員会庁舎において執り行いました。御多忙にもかかわらず、出席された委員の皆様におかれましては、この場を借りてお礼申し上げます。

以上でございます。

林教育長 ただ今の報告に関しまして、御質問・御意見等ございましたらお願ひいたします。よろしいでしょうか。

各委員 (なし)

林教育長 それでは、報告を終了させていただきます。

それでは、報告第4号 平成30年度小樽市学校教育推進計画「23の指針」の取組状況

について、説明をお願いします。

報告第4号 平成30年度小樽市学校教育推進計画「23の指針」の取組状況について

学校教育支援室主幹(指導担当) 報告第4号 平成30年度小樽市学校教育推進計画「23の指針」の取組状況について御報告いたします。

平成30年度の推進計画では、教育委員会が示した「23の指針」に基づき、各学校が、学校経営目標を「自校の目標」として数値で設定し、達成度を評価することで、具体的な取組を確実に行うよう指導してまいりました。

指導グループでは、年度当初に各学校から提出された「自校の目標」が、教育行政執行方針や学校の課題に即しているかなどを確認し、学校経営訪問等において指導助言を行うとともに、2学期末の中間報告により、各学校の数値目標の進捗状況の精査を行い、最終的には、学年末に再度報告を受け、その取組状況をまとめております。

お手元の報告第4号を御覧ください。

各学校では、設定した数値目標に対して、8割以上達成できた場合をA、6割以上をB、5割以上をC、5割未満をDとして評価しておりますが、表にありますとおり、今年度は多くの項目で昨年度より達成率Aの割合が多くなっており、全ての項目で90%以上となっております。これは、校長会議等で、自校の実情に応じた数値目標を適切に設定し、目標達成に向けて確実に取り組むよう、年間を通して繰り返し指導してきた成果であると思われま

す。一方、16番目の情報教育の推進についてですが、昨年度は達成率Aの割合が100%だったのに対し、今年度は達成率Aの割合が90%に下がっておりますが、これらの学校は、今年度、より高い目標を設定したり、異なる観点から目標を設定したりするなど、より改善を進めようとした結果でございます。

本推進計画における達成状況は、学校ごとに数値目標が異なりますので、一概に項目ごとの差を比較することはできませんが、本市の課題である学力向上や体力向上については、自校の課題をしっかりと把握し、改善につながる数値目標を適切に設定させるとともに、学校全体の組織的な取組により着実に成果につなげるよう、今後も各学校の実情に応じて、学校訪問等で個別に指導してまいります。

以上でございます。

林教育長 それでは、ただ今の報告に関しまして、御質問・御意見等ございましたらお願いいたします。

小澤委員 今、説明にもありましたけど、ここまで取組が進んできたということは、本当に大きな成果で、この間の御努力の結果だと思います。もう少し視点を変えますと、量的な面ではかなりのいい成績になっていきますけど、ここからがスタートで、質的な面の向上というのがこれからの課題になると思いますので、そこのところ各学校で工夫いただけるように御指導いただければと思います。

林教育長 今の御意見に関して、いかがでしょうか。

学校教育支援室主幹（指導担当） 今、質的な面という御意見がございましたので、4月、新年度に入りましたら、23の指針の取組についてまた学校のほうに指導する機会があるかと思えますので、その時にも、さらに今の御意見を踏まえまして、各学校でより質的に高めていけるようにということで指導してまいりたいというふうに考えております。

林教育長 例えば、主幹が言ったように、学校によってばらつきがありますよね。上を目指しているところ、もっと挑戦、チャレンジしていく学校もあるでしょうし、そこで学校のバランスからいって、まだもうちょっとがんばってほしいというような学校については、学校訪問を通じて協議をしていただくなどしてもらって、上を目指してもらい、そういうようなアドバイスをしていくというようなことをしてほしいと思いますけど、いかがですか。

学校教育支援室主幹（指導担当） 31年度の目標が提出された際に、30年度の目標ですとか結果と見比べまして、個別に私どものほうで精査して、学校のほうにも必要に応じて指導していきたいと考えています。

林教育長 よろしいでしょうか。

小澤委員 もう一つ。質的にとった面については、学校訪問させてもらって、それぞれの学校で校長先生中心に御努力いただいている様子は、十分に私も受け止めているつもりなのですが、例えば、学習活動を進めていく上での入口の、学習規律の在り方をとっても、それぞれのところ（学校ごと）の受止めが幅広いのですよね。そういう面で、教育長もおっしゃっていましたが、各学校で設定した目標では90パーセント以上なのでしょうけれども、質的な面で考えたら、もう1回、そのこと（目標）にどんな意味があるのかということに基づいて、仮に一遍にできなくても、現在は、このことを基準にして、ここまで進んでいますというような評価にならないと、量的な面だけでは、なかなか質的な面への転換というか向上が図られないかなと、そんなふうに感じたものですから、先ほどお話いただいたような中で御指導いただければと思います。

林教育長 そうですね。よく各学校見てみると、いろんな状況が違うというところが、はっきりわかってきますので、そこら辺はやっぱりきちんと、揃っていないところについては、そこを目指して粘り強く指導していくというのと、学校にもがんばってもらうという、そういう両面でやっていくのと、あと今年特に遅れ気味の学校などについては、いろいろ推進チームなどを入れながら、てこ入れを図っていくということも含めて、政策的にも進めていきたいというふうに思っていますので、よろしいでしょうか。

小澤委員 はい。

林教育長 ほかにございませんか。よろしいでしょうか。

各委員 (なし)

林教育長 では、引き続き指導のほうをよろしく願いいたします。
それでは続きまして、報告第5号 平成30年度小樽市小中学校卒業式の状況について、報告をお願いいたします。

報告第5号 平成30年度小樽市小中学校卒業式の状況について

学校教育支援室主幹(指導担当) 報告第5号 平成30年度小樽市立小中学校卒業式の状況について御報告いたします。

この度の卒業式に際しまして、委員の皆様方にはお忙しい中、来賓として御出席していただき、ありがとうございました。3月15日に行われた中学校、16日から20日にかけて行われました小学校の卒業式の実施状況について、お手元の報告第5号をもとに御説明させていただきます。

これまで、定例校長会議等において「1 指導の経過」にあるとおり、不測の事態を想定した危機管理の徹底を含めて、指導してまいりました。その結果、実施形態や式場内の国旗の正面貼付など、市内全ての学校において、適正な形で実施されました。

国歌の伴奏については、しっかりと歌えるように指導するという観点から、ピアノ伴奏又は歌詞なしCDを使用することとしてきましたが、ピアノ伴奏の学校が9校、歌詞なしCDによる伴奏は21校となりました。歌唱の状況においては、昨年度同様、全ての学校で「しっかり歌唱した」との報告があり、卒業式終了後、多くの校長先生方からは「卒業式に出席された来賓の方から『感動的な卒業式だった』『子どもたちが大変立派だった』というような褒めの言葉をいただきました」と報告を受けております。

今後については、この度の卒業式において、児童生徒の司会の在り方や、集会活動的な場面の設定など、細かい点で検討が必要な学校も見られたことから、3月26日の臨時校長会議において、卒業式の形態や内容、司会の在り方など、今一度、儀式的行事としてのねらいを踏まえた卒業式となっているかを評価・検証し、更なる改善に向けて取り組むよう指導するとともに、入学式においても、適切に実施するよう指導しております。

報告は以上でございます。

林教育長 ただ今の報告に関しまして、御質問・御意見等ございましたらお願いいたします。

笹谷委員 ステージですとか、国旗の正面(貼付)とか、歌唱も子どもたちがしっかり歌唱しているという状態になっているので、さらにもう一歩といいますか、ちょっと気になったことがあります。お邪魔した学校にはお話ししてきたのですが、卒業証書を受け取って、その証書を椅子の下、床の上に置くのがちょっと多いのですね。すごく大切な物であるはずなので、床に置く。恐らく指導されていると思うのです。全員が全員揃って椅子の下

に置きますので。あれはやはりちょっといかなものかなと思います。床に置く程度の物なのだと教えていることにならないかと、ちょっと気になって、お邪魔した学校にはお話してきたのですが、せっかく大切な物ですので、床に置くのではなく、立ち上がる時は椅子の上なり、座っている間は膝の上なり、何かしらできるのではないかと。朝里中学校ではちゃんとされていたというふう聞いておりますので、儀式としてそうすることによって支障を来すことはないだろうと思うので、ちょっとその辺り、それぞれの現場の事情もあるでしょうけど、お話していただけたらなと思います。

学校教育支援室主幹（指導担当） そのような御意見もあったということで、今後、式の在り方とか、卒業証書の扱い方、その辺りも各学校の中で、より良いと言いますか、さらに改善に向けて取り組めるようにということで、今後、また次年度、指導してまいりたいと考えております。

林教育長 よろしいでしょうか。

笹谷委員 はい。

林教育長 ほかにございませんか。よろしいでしょうか。

各委員 (なし)

林教育長 それでは、本件を終了させていただきます。
続きまして、報告第6号 小樽市社会教育事業計画について、説明をお願いします。

報告第6号 平成31年度小樽市社会教育事業計画について

生涯学習課長 報告第6号 平成31年度小樽市社会教育事業計画について、御報告いたします。

この事業計画につきましては、先の第2回定例会において報告いたしました社会教育推進計画に基づき作成したものです。その中で主な事業について御説明いたします。

まず、「目標1 重点1 生涯各期の学習活動の推進」に向けた取組につきましては、4ページ、小樽市教育支援活動推進事業として、学校支援ボランティア事業や地域人材を活用した家庭教育支援チームによる家庭教育支援事業について、継続して実施してまいります。また、今年度も市内小学生を対象に生活習慣の改善を図る取組として、長期休業中の体験学習を実施してまいります。

次に、5ページを御覧ください。第47回市民大学講座として、平成31年度は酒場詩人の吉田 類氏をはじめ、考古学・アイヌ史の専門であります札幌大学 瀬川教授など、各分野の5名の講師を招き、市民への学習機会の提供に努めるとともに積極的に参加を促してまいります。

続きまして、「目標2 重点2 文化芸術、スポーツレクリエーションの推進」に向けた取組につきましては、7ページを御覧ください。第70回記念小樽市文化祭として、本年設立

70周年を迎える小樽市文化団体協議会と連携を図りながら、例年の文化祭事業のほかに、11月2日・3日の両日において、市民会館で各分野のステージ発表のほか、展示発表も同時に行い、市民に文化芸術鑑賞機会の充実を図ってまいります。

次に、8ページを御覧ください。小樽市民俗芸能伝承事業として、本市を代表する無形文化財である松前神楽、向井流水法、高島越後踊りの保存伝承を図るため、学校と連携し、児童生徒が体験を通じて地域の歴史に触れ、学ぶ機会の提供に努めてまいります。

続きまして、「目標3 重点3 社会教育施設の利活用」に向けた取組につきましては、18ページを御覧ください。文学館の特別展等として、伊藤整の没後50年にあたり、文学館に保管されている関連資料を時系列に沿って展示する「伊藤整全資料展」を開催いたします。

最後に、19ページを御覧ください。美術館の特別展等として、美術館開館40周年を記念し、「鈴木吾郎と新鋭作家展」を皮切りに4つの特別展を1年間にわたって連続して開催いたします。

ただいま、主な事業について御説明いたしました。現在、社会教育委員並びに関係部署へ配布しており、修正等がありましたら、改めて教育委員の皆様へ配布いたします。

報告は以上であります。よろしくお願いいたします。

林教育長 それでは、ただ今の報告に関しまして、御質問・御意見等ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

各委員 (なし)

林教育長 それでは、本件を終了させていただきます。

続きまして、報告第7号 平成31年度学校給食費について、説明をお願いします。

報告第7号 平成31年度学校給食費について

学校給食センター副所長 報告第7号 平成31年度学校給食費について、御報告いたします。

本市の学校給食は、文部科学省の学校給食摂取基準に沿って栄養所要量の確保を図ることとし、主食のパン及び米飯は2～3品のおかずとともに週2回ずつ、めん類は週1回提供し、牛乳もほぼ毎日提供しています。

学校給食費につきましては、教育委員会学校給食センターで給食内容や食材の価格動向を踏まえた検討をし、案を作成して、学校給食運営協議会の給食検討委員会から御意見を聴取した上で、教育委員会が決定しております。

「(1) 食材価格の動向」を、小学校高学年で説明します。パン及び御飯については、北海道学校給食会と供給契約を結んでおりますが、パンについては小麦粉価格が5.68%上昇、加工賃が2.91%上昇のため、1食当たり1.22円、1.59%の上昇、御飯については米価格が0.98%上昇、加工賃が3.12%上昇のため、1食当たり1.44円、2.12%の上昇になります。

めん類はうどん、ラーメン、スパゲティ、焼きそばを市内製めん業者から購入しておりますが、交渉の結果、価格据置きとなります。

牛乳については、北海道が地域ごとに入札を行い、納入業者及び供給価格を決定する仕組みとなっておりますが、1. 89円、4. 13%の上昇になります。

飲み物については、年5回、牛乳に替えてドリンクヨーグルト等を提供するもので、価格据置きとなります。

おかげにつきましては、日本銀行発表の「経済・物価情勢の展望」における31年度の消費者物価上昇率の見通しが1. 1%にとどまる見込みであることから、パン、御飯、牛乳の値上げ分を献立の工夫等で調整します。

以上により、31年度給食費は据置きとします。

「(2)平成31年度 学校給食費」ですが、1食単価に年間給食回数190回、ただし中学校3年は185回を掛け、12か月で割ったものが、月額給食費となります。小学校低学年では月額3,910円、小学校高学年では月額4,010円、中学校1・2年では月額4,840円、中学校3年では月額4,710円となります。以上でございます。

林教育長 それでは、ただ今の報告について、御質問・御意見等ございましたらお願いいたします。消費税は給食費には転嫁されないということでしょうか。

学校給食センター副所長 転嫁はされるのですが、今年の10月以降10パーセントの消費税が導入されることが予定されておりますが、食材については軽減税率の対象でございますので、8パーセントのままでございます。一部、みりんとか料理酒、酒税に関わる物については10パーセントの物もございますが、大部分は据置きということでございます。

林教育長 ほかにございませんか。おかげで調整をして、昨年値上げをしたので今年は据え置くということで協議会のほうからも了承を得ているということでしょうか。

学校給食センター副所長 左様でございます。

林教育長 よろしいでしょうか。

各委員 (なし)

林教育長 それでは、本件を終了させていただきます。

それでは、報告第8号 小樽市立学校における働き方改革行動計画の改訂について、説明をお願いします。

報告第8号 小樽市立学校における働き方改革行動計画の改訂について

教育総務課長 それでは御報告させていただきます。

昨年3月に道教委から示された「学校における働き方改革 北海道アクション・プラン」を受け、小樽市教委においても7月に「小樽市立学校における働き方改革行動計画」を策定しまして、教職員の負担軽減に向け、市教委・学校共々取り組んでいるところであります。

そのような中、部活動の在り方に関する総合的なガイドラインが昨年、スポーツ庁、文化庁からそれぞれ示されまして、適正な部活動のあり方について、部活動指導員の活用を含む体制整備や適切な休養日の設定等について示されたものであります。

本年1月、これを受けまして、道教委において「北海道の部活動の在り方に関する方針」を策定しました。この中で、休日の部活動の休養日を平日・週末それぞれ1日以上としたこと、週末の活動時間を3時間程度としたことなどが明記されました。北海道のアクション・プランについてもこれに合わせる形で、本年3月、主にここの部分の改定がなされたところでもあります。市教委の行動計画につきましても、これを受けて改定を行ったところです。

具体的に改訂内容等について御説明申し上げます。変わったところですが、まず2ページの「5. 具体的な取組」の「(1) 本来担うべき業務に専念できる環境の整備」の①の部分で、「国や道教委の補助事業を活用し、部活動指導員の配置を推進する」ということで、これについては、31年度、部活動指導員に関する予算を計上しまして、実施に向け今動き始めているところですので、「配置を検討する」となっていたのを「配置を推進する」と変えております。

次に3ページですが、「(2) 部活動に係る負担の軽減」の①の囲み部分、「道民家庭の日（毎月第3日曜日）は、可能な限り休養日とするよう努めること。」というところで、これは道のアクション・プランに新たに盛り込まれたものですので、市の計画にも同様に記載したところです。その下の②の囲み部分、「大会やコンクール等への出場、練習試合、合宿等を行う場合を除き、3時間程度で終了すること。」としておりますが、改訂前は「半日程度」としておりました。これは国のガイドラインを元に、道もアクション・プランを変えましたので、市の計画も「半日程度」から「3時間程度」と変更しております。その下の④「部活動指導員の配置を推進する」ということですが、先ほど説明しましたとおり、「検討」となっていたのを「推進」に変えたものです。

次に4ページですが、「(3) 勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実」の④「人事評価制度等を活用した意識改革の促進」ということで、行動計画の中で新たに項目を設けました。これについては、元々北海道のアクション・プランでは当初からあった項目ですが、小樽市の行動計画が昨年7月策定ということで、学校においては年度当初に学校経営方針を決め、これに基づいて人事評価の項目も定めていますけれども、行動計画を出した時点で学校経営方針が決まっております、その中に働き方改革の項目がない学校もありましたことから、統一性に欠けるということで、31年度当初から、全校一斉にこの行動計画を学校経営方針に取り込んでいただいて、人事評価の項目にもしていただくということで考えております。小樽市の行動計画としては1年遅れましたが、人事評価の項目を入れました。内容としては、取組状況を管理職員の人事評価に反映すること、校長の定める学校経営方針や重点目標に働き方改革に関する視点を盛り込むことなどです。人事評価の面談の中で、業務改善に向けた意識の共有を図るなど、働き方改革に向けての取組を管理職と教員とで共有する形になります。

最後に6ページの年度計画表であります、「部活動における部活動指導員の活用」については実施に向けて動き始めていますので、31年度・32年度が空欄になっていましたが、「◎」(年度当初から実施)を入れております。校務支援システムの活用については、まだ検討段階のままでありますので、31年度についても引き続き「検討」としてまいります。

報告は以上となりますが、この行動計画については、毎年度実施状況等について検証を行い、必要があれば見直しを行うこととしてまいります。30年度の検証についてはこれから行うこととなりますので、検証結果によっては、更なる改定もあることを申し添えます。

報告については以上であります。

林教育長 ただ今の報告に関しまして、御質問・御意見等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

各委員 (なし)

林教育長 それでは、本件を終了させていただきます。
続きまして、報告第9号 教職員の人事異動について、説明をお願いします。

報告第9号 教職員の人事異動について

教育総務課長 それでは御説明いたします。

定例会が始まる前に内示の差替をお配りしましたが、まずそれについて御説明いたします。当初お配りした内示書と一部変更がありました。桜町中学校の教諭が退職後再任用を希望しておりましたが、急遽辞退となりましたので、配置を予定していた銭函小学校において期限付教諭対応としたものです。また、内示後の児童生徒の転出入、これは日々ありますが、それによって定数に変動がありましたので、変更となっております。

それではお手元の資料に沿いまして、説明させていただきます。

まず、学級数と教員の定数の増減であります。学級数につきましては、小学校は、児童数の減により普通学級が3減となっておりますが、特別支援学級については4増となっております。中学校は、生徒数の減により普通学級4減、特別支援学級1減の計5学級減となりました。教員の定数については、定数加配も含め小学校では6.5名の増、中学校では10.5名の減となったところです。

次に、定数加配等の状況であります。比較資料は添付しておりませんが、全体では30年度より2名の減となっております。増減別に申し上げますと、まず、減少したのものとしては、小学2年生、中学1年生を対象とした35人学級の少人数学級、これについては学級数が変わるため、学級数と定数増減の表の下に記載しておりますが、平成31年度は対象校が高島小学校のみとなっております、昨年と比較し5減となっております。指導方法工夫改善加配が小中合わせて3名の減、主幹教諭加配が道の方針変更により、小学校18学級、中学校15学級未満の場合、加配は原則時間講師での配置となり定数外となったため、3名の減となりました。増加したのものとしましては、学習支援加配について小中合わせて6名の増となつていま

す。また通級指導対応加配、専科指導加配、免外解消加配においてはそれぞれ1名増となっております。また、全体の増減では変わりありませんが、授業改善推進チームについて、1チームが3年経過により終わりとなり、新たに高島小学校、幸小学校、長橋小学校のチームで開始となっております。体育専科についても奥沢小学校で3年経過したために、新たに幸小学校で開始となっております。

次に、再任用であります、全体で36名となっております、30年度より5名の増となっております。

次に、市外の転出入の人数でございますが、転出が21名、転入が22名となっております。30年度は、小学校3校閉校の影響もあり、31名の転出がありましたが、31年度は30年度に比べて、転出が10名減、転入は2名減という状況になっています。

次に、新規採用予定につきましては、道教委が新規採用教職員を大量に採用した影響により、道内で期限付教員が非常に少なくなっている状況や市内教職員の高齢化の状況も踏まえて、新規採用教職員を増やした結果、小学校で11名、中学校で2名が新規採用となっております。

最後に、期限付教諭につきましては、記載のとおりとなります。

説明は以上でございます。

林教育長 本件について、御質問・御意見等ございましたらお願いいたします。

少人数学級の該当校が少なかったというのがちょっと残念、というか当り前の制度的な問題ですので、これは止むを得ないかなというところで、5名減ったということですのでけれども、ちょうど人数的なタイミングが合わなかったということになるのかなというふうに思います。特徴的には授業改善チームを高島、幸、長橋の3校に入れて、主に学習規律の定着に向けてがんばっていただくということですね。それから、学習支援加配をたくさん付けていただきましたので、6名昨年に比べて増えましたので、これを有効活用していただきたいというふうに思っています。それから、外国語巡回指導についても、学校を変えて望洋台小学校にも巡回指導していただくという形にしたいと思っています。あとは、専科で体育、それから数学、理科も付きましたので、ここもがんばっていただくかなというふうに思っています。全体とすれば、加配のほうはある程度うまくいったかなというふうに思っています。ただ、やっぱり、新採用が大量に入りますので、その指導をきちんと育成をしていかなければならないかというふうに思っています。学校もたくさん、今までの学校力の推進校以外にも入ってきますので、各校長には指導をよろしくお願ひしたいということで、今後4月にはお話をさせていただこうかなというふうに思っています。

小澤委員 豊倉小学校の（学校統廃合加配）新規というのは、教員が入るのですか。

林教育長 そうです。教員統廃合の加配ということで、学校のほうでも、かなりこれから統合に向けた準備があるので、学校態勢を整備してほしいという要望がございましたので、少ない人数なものですから、1名加配をしまして、準備をしっかりと行っていただくということで、加配をする形となっています。

小澤委員 わかりました。ありがとうございます。

林教育長 再任用の方にはなるのですけれども、校長経験者を加配しまして、再任用していただくという形になりました。ほかにございませんか。よろしいでしょうか。

各委員 (なし)

林教育長 それでは、本件を終了させていただきます。
それでは、その他でございますけれども、寄附採納について、報告をお願いします。

その他 寄附採納について

教育総務課長 寄付が2件ございましたので、御報告いたします。

平埜三佐子 様から、市立小樽図書館の図書館バスの図書充実に役立てていただきたいと
のことで、図書69冊、10万円相当を御寄贈いただいたものであります。平埜様は図書館
バスの利用者でありまして、平成26年から御寄贈をいただいております、今回で5回目、累計
金額は23万円相当となります。

次に、猪俣良子 様から、美術館の施設整備を通じて、より多くの方が美術館を訪れること
を願うとのことで、絵画運搬用台車1台、20万4,984円相当と、美術館階段電気工事
一式、29万5,016円相当を御寄贈いただいたものであります。

報告は以上であります。

林教育長 本件に関して、御質問・御意見ございましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。

各委員 (なし)

林教育長 それでは、本件を終了させていただきます。
それでは、ただいまから非公開の審議に入りますので、報道関係者及び傍聴の方がおられ
ましたら、御退席をお願いいたします。

<非公開の審議開始>

協議第2号 第7次小樽市総合計画基本計画（素案）について

教育総務課長から、第7次小樽市総合計画基本計画（素案）について説明し、小澤委員、
荒田委員から質問が、笹谷委員、林教育長から意見があったほか、全委員による協議が行わ
れた。

<非公開の審議終了>

林教育長 以上をもちまして、教育委員会第3回定例会を終了いたします。